

# 従来開業女医についての一考察

三崎 裕子

埼玉県所沢市

受付：平成30年10月10日／受理：平成31年4月24日

**要旨：**「日本医籍」をはじめ、明治時代の医籍には所謂医術開業試験合格者ではない女医の名前が散見する。彼女らは女性の従来開業医、すなわち従来開業女医である。従来開業女医は男性の従来開業医と同様、医療の近代化を推進する明治政府の施策の中で医師として生き残ってきた。数種類の医籍の中に従来開業女医は少なくとも73名存在した。しかし彼女らは明治15年に試験なしで家業を継承する特例が認められた25才以上の従来開業医の子弟には含まれず、明治初期にはすでに地域の医療に従事していたとみられる。伝記の残る従来開業女医には医師の娘が多く、家業の継承が女性によっても担われていた。彼女らは近代的な明治女医が輩出される伏線であった。

**キーワード：**従来開業女医，従来開業医，女医，日本医籍，明治期医療制度

## はじめに

明治期、医療の現場では様々な資格の医師たちが混在して活動していたことは周知のとおりである。本論はその中の女性の「従来開業医」、すなわち「従来開業女医」について、その実態を把握することを目的とする。明治以前から医療に携わっていたにもかかわらず、明治政府が推進する西洋医学を基盤とした医療体制から外されていく医師たち、それが当時在野で活動していた「従来開業医」であった。しかし彼らは明治期の地域医療においては不可欠な存在でもあった。そこで明治政府は医療体制の西洋医学への転換を急ぎつつも、いくつかの制度を設けることにより、彼らの医療を限定的に存続させながら、新たな日本の医療体制を形成して行った。そしてその「従来開業医」の中に、少なからぬ女性の姿も見られたのである。以下、明治の医療体制における「従来開業医」の制度的背景を俯瞰したうえで「従来開業女医」の実態を考察する。なお本論では幕末明治期の女性医師を、当時の女性医師の通称であった「女医」という言葉で表記する。

## 1：制度的背景

1868（慶応4）年3月、新政府は以後、西洋医学を採用することを明らかにし<sup>1)</sup>、さらに同年（改元されて明治元年）12月7日の太政官布告では医師の重要性を述べ、医学所移転に際し規則を作り、医学の試験導入と免許制度創設の予告をした<sup>2)</sup>。

1873（明治6）年6月、当時医務を担当していた文部省は、全国的に医師・薬舗等の調査に乗り出し<sup>3)</sup>、さらに翌月には病院を調査して<sup>4)</sup>、その実態を把握しようとした。こうした調査によって、全国の医師の実態がある程度把握されたのだが、当然のことながらそのほとんどが、西洋医学を学ぶことなく旧来の医学を受け継ぎ在野で活動する医師たちであった。

同年12月、政府の衛生行政全般と医学教育の方針を定めるべく、初代文部省医務局長相良知安が概案を作成し、米欧視察から帰国して第二代医務局長となった長与専斎がまとめた「医制」が、日本の医療行政上の急務として太政官に提出された。「医制」は1874（明治7）年3月12日に太政官より、まず東京、京都、大阪の三府に対して発するよう指令が下され、同年8月18日に文部省か

ら三府に宛てた達が出された<sup>5)</sup>。

「医制」では、「第三 医師」の項に、それまで明確には規定されていなかった医師の資格が明記された。すなわち第37条で医師開業免状の制度を設け、開業免状を所持しない者の医業を禁止したのである。その免状を受けるには医学卒業の証書と、内科、眼科、産科等専門の科目を2年以上実験（実習）したことの証書が必要で、それを所持する者を試験して開業免許を下付するとされた。ここでいう「医学」とは西洋医学のことであるから、西洋医学を学び2年以上実習した証書を持ち、試験された者が「医師」と規定されたのであった。しかし、この試験に関する条項には但し書きがあった。それが「(当分) 従来開業ノ医師ハ学術ノ試業ヲ要セス唯其履歴ト治績トヲ較量シ姑ク之ヲ二等ニ分テ仮免許ヲ授ク」である。つまり「医制」制定以前からの開業医は、その履歴や治績を調べた上で仮免許が与えられることになった。ただし「医制」では仮免許を得られた従来開業医でも、30歳以下の若い医師に対しては、3年ごとに新規に医術開業を請う者に課される試験（解剖学、生理学、病理学、薬剤学、内外科の各大意、病床処方并手術）と同じ試験を受けるべしとされた。

「医制」が三府に発せられた翌年、1875（明治8）年2月、「医制第三十七条ノ施行ニツキ三府へ達」が文部省から改めて出され、新規開業希望者のための医術開業試験実施に関する変更が通知された<sup>6)</sup>。そこには従来開業医について次のように記されている。

但従来開業ノ医師ハ試業ヲ要セス府庁ニ於テ住所姓名年齢等詳細取調其員数ヲ記シ新ニ免状ヲ受ケ開業スルモノト混雜セサル様処分致シ文部省へ開申スヘシ

この達においても、従来開業医は無試験で府庁への届け出によって取り調べを受け開業を継続できることが確認できる。同年5月14日に同じく文部省から三府へ出された改正「医制」の第十九条（医師の資格に関する条項）でも、従来開業医に

関しては先に出された「医制」と同じ内容で、「試験を受けず仮免許を得る」従来開業医の存在は、このように改正「医制」にも規定されていた<sup>7)</sup>。

先に三府に通達された医師開業試験の実施は、1876（明治9）年1月12日に内務省から各県に通達された<sup>8)</sup>。この達には、先の「医制第三十七条ノ施行ニツキ三府へ達」とほぼ同じ内容の従来開業医に関する記述がみられ、これによって全国各県における従来開業医の査点（修学・開業履歴の調査と審査）、開業仮免許の授与が始まった。なおこの時点で医務局は文部省から内務省へと移管され、以後の布達は内務省から出されることになった。

医師開業試験制度が整えられる中、1877（明治10）年8月16日、維新以来諸官庁や地方公立病院等に奉職従事した医師には、試験なしで直ちに内務省の開業免状が授与されることが決められた<sup>9)</sup>。当時、大学や国・地方庁医官として医療の最前線で働く医師たちに関わる制度であったが、この達には「従来開業ノモノハ試験ヲ要セス地方限り鑑札等ヲ与へ」とあり、ここから一般の従来開業医は地方庁で登録され鑑札（免状）が与えられる「地方限」であったことが確認できる。

1879（明治12）年、1876（明治9）年に布達された医師開業試験を内務省衛生局が主導するため「医師試験規則」が改めて通達され、医師の資格を試験によって定める新制度が固められた<sup>10)</sup>。この規則に拠れば、試験を免除されるのは日本の官立大学並びに欧米諸国の大学において医学卒業証書を得たものとされた。当然のことながらここには従来開業医に関する事項はない。

同年3月4日、内務省は、従来開業医が転籍する際は新たに試験を受ける必要がないことを達した<sup>11)</sup>。先に従来開業医の鑑札は地方限りとされていたことを記したが、転籍前の証明書があれば他の地方でも開業できるようになったわけで、より緩やかな規制となったことがわかる。

1882（明治15）年、従来開業医について再び大きな転換が図られた。それは同年3月2日の内務省達で、「開業医ノ子弟ニシテ其ノ助手ト成リ医業ヲ以テ家名相続ヲ欲スル者ハ試験ヲ要セス開業

許可」することになったのである<sup>12)</sup>。すなわち従来開業医の子弟で助手となり家名相続を求める25才以上の子弟を従来開業医と見做し、試験無しで開業許可証を与えるというものである。ここで25才以上の子弟のいる従来開業医は、次世代までの家業を約束されたことになった。この達は、漢方医の反対運動に対する慰留策、そして翌年の「医術開業試験規則」、「医師免許規則」への地ならしとされており<sup>13)</sup>、また地方における医師不足を考慮したものとも推測されるが、翌月出された内務省達により、その開業許可の申請期限は同年8月までと、改めて厳しく制限された<sup>14)</sup>。そして同年8月3日、内務省はこれ等の達によって開業許可証を付与された開業医子弟とその父兄の名簿作成を命じた<sup>15)</sup>。

以上のような従来開業医に関わる達が発せられたのち、1883（明治16）年10月23日に、太政官からこの時点までの医師に関する制度の到達点である「医師免許規則」<sup>16)</sup>が布告され、同日「医術開業試験規則」<sup>17)</sup>が布達された。

「医師免許規則」の中で、従来開業医に関わるのは第1条である。

第1条 医師ハ医術開業試験ヲ受ケ内務卿ヨリ開業免許ヲ得タル者トス  
但此規則施行以前ニ於テ受ケタル医術開業ノ証ハ仍ホ其効アリトス（傍線筆者）

ここでは医師とは、医術開業試験を受け内務卿より開業免許を得たものと定義された。明治政府が行ってきた様々な医療制度の制定の中で、全国的な規模で「医師とは何であるか」が明確に定められたこととなる<sup>18)</sup>。しかし但し書で、これまでの制度の整備の過程で発行された医術開業証が有効であることを述べている。すなわち、大学卒業や試験合格、奉職履歴の医師たちの内務省免状に加え、一般の従来開業医に府県から出されていた開業免状も正式に認められたのである<sup>19)</sup>。なお本規則第5条は、辺境の地などの医師不足を補うため、地方庁の許可を得た医師が医術開業試験に合

格することなく、地域を限ったうえで医師として開業することができる所謂「限地開業医制度」である。限地開業医は履歴によって試験なしでの新規開業を認められており、当該地域における従来開業医やその子弟などがそれを担ったと思われる。ただし管見では女医の限地開業医は見られない。

この年の12月に至って「医籍編制ニツキ達」が内務省から各府県に発せられた。そこには、内務省に提出するための書式が例示されていたが、試験合格の者、東京大学卒業の者、外国医学校卒業業証書取得者、奉職履歴と並び、従来開業医とその子弟に関する書式も見られる<sup>20)</sup>。そして翌年1月、医術開業許可証所持者に免状を授与する旨、内務省が通達した<sup>21)</sup>。それには「従前府県庁ニ於テ下付シタル医術開業許可ノ証ヲ所持スル者ハ今般更ニ当省ニ於テ免状授与可致候條此旨相達候事」とある。「府県庁において下付した医術開業許可ノ証」とは、従来開業医への開業許可証である。同年発行された福岡県の衛生規則をまとめた『現行衛生規則』では、この達について「従来開業医術免状所持ノ者へ免状書換下付」と目次に記し、県で授与した従来開業医の鑑札を内務省の医術開業免状に改めることと記している<sup>22)</sup>。

維新前から明治初期にかけて医家の伝統や家名を継ぎながら地域の医師として活動していた医師とその子弟が医籍に編成され、医師として国に認められていく過程は、制度的には以上ようになる。そしてそうした医師の中に江戸末から開業していた従来開業女医も含まれていた。しかし次章で述べるように従来開業医の娘は「家名を継ぐ者」とは認められず、「従来開業医の子弟」には含まれていなかったようである。

## 2：女医についての伺と指令

上記のように明治初年から16年をかけて、政府は様々な情勢を鑑みながら逐次、医師の制度を整えていった。そのため実際の医師を管轄する各地方からは運用についての様々な疑問が上がって来た。1875（明治8）年、内務省では全国各地における衛生に関わる事項について、地方ごとの異

同や矛盾による不都合を防ぐために内務省達乙第106号<sup>23)</sup>を発し、「自今衛生ニ関スル事項ハ総テ当省へ可伺出此旨相達候事」とした。これによって、医師制度についても様々な「伺」が提出され、それに対して内務省は「指令」という形で対応し、細かい制度が形作られていった。そうした伺や指令は、当時の衛生に関する布告等とそれに関する対応などをまとめた『衛生規則』等の史料の中にも多々残されている。

『衛生規則』の中には、各県で編纂されたものも多く、当時の地方の状況を知ることができる。その中には女性の医術開業に関わる伺と指令も存在し、当時の地方庁が女医をどのように扱うかの判断を内務省に仰ぎ、それに対して内務省が回答した事例が見られ、そこから従来開業女医の実態の一端を窺うことができる。ここでは、山本太郎編纂の『衛生規則全集』<sup>24)</sup>から、女医に関する伺と指令を摘記し、各例を検討することとする。なお句読点は筆者による。

史料① 『衛生規則全集 初編』所収、愛媛県の伺と指令<sup>25)</sup>

愛媛県伺 本年御省乙篇第五号開業医師試験法御達中、従前開業ノ者ハ試験ヲ要セスト有之候処、管下ノ内婦女子ニシテ既ニ先年ヨリ医術開業致居候右両条相伺候者<sup>26)</sup>有之。右ハ従前開業ノ者ニ付其儘差置可申哉。又ハ婦人ノ儀ニ付概略試験ヲ遂ケ相当習熟ノ者ニ候ハ、医業差許不苦哉。相伺候也

指令 明治九年七月十七日 書面ノ趣試験ニ不及候事

これは、愛媛県から1876(明治9)年7月に出された伺で、愛媛県下の婦女子が先年より医術開業をしたが、従来開業の者なので、そのまま開業を許可するか、それとも婦人であるので別に試験をすべきか、というものである。それに対する指令は、「試験に及ばず」とし、「従来開業女医」が認められている。

史料② 『衛生規則全集 第2編』所収、長崎

県の伺と指令<sup>27)</sup>

長崎県伺 明治十四年四月廿七日 婦女ニシテ医術開業出願スルトキハ産内外科ノ別ヲ問ハス試験ノ上許可セラルヘキ儀ニ候哉。即今伺出ノ向モ有之候條、至急御指令相成度此段相伺候也

指令 明治十四年五月九日 書面伺ノ趣ハ当分難及何分ノ指令候事

これは、長崎県からの伺である。女子の新たな医術開業出願について、試験の上許可されるべきかという伺に対し、「当分は何分の指令に及び難し」という回答であった。これについては、先に拙稿「近代の明治女医 誕生の経緯と背景」<sup>28)</sup>で詳述したが、この伺をきっかけとして、同年内務省中央衛生局において女医の是非について審議が行われ、男子と同じ試験に合格したものであれば、女医を認めるという結論が中央衛生会でも出されていた。しかし実際に衛生局が女子の医術開業試験受験を認めたのは1884(明治17)年になってからのことであった。なお、この女子の受験に関する内務省の指令の文言は、1878(明治11)年に東京府が女子の受験希望と試験合格を見越して予め伺いをした際、当時の内務省が回答した「書面伺之趣当分難及何分之指令事」<sup>29)</sup>とほぼ同じで、以後、女子の医術試験受験に関する伺には、1884(明治17)年に至るまで、この文言が指令として用いられたようである。

史料③ 『衛生規則全集 第3編』所収、大阪府の伺と指令<sup>30)</sup>

大阪府伺 十五年六月三十日 従来開業医ノ子弟ニシテ其助手タリシ者試験ヲ要セス開業免状下付云々本年乙第十四号ヲ以テ御達相成リ候ニ付其段管内へ及告示候処、出願者ノ中女子ニシテ右御達ニ適合ノ者有之。右許可不相成儀ニ候哉。

女子ニシテ明治十二年御省甲第三号布達ニ抛リ医術開業試験願出候者ハ受理致候テ可然哉(指令) 書面伺之趣左之通可相心得事

第一項 伺之通 第二項 当分何分之指

## 令ニ及ヒ難シ

この伺は二点内務省に問い合わせている。第一点は第1章で述べた1882（明治15）年に出された従来開業医の子弟で25才以上の者は、試験を要せず開業許可を与えるという達に適合する女子が医術開業の申請をしたことについて、許可できない事柄であるか、という問いである。これに対して内務省は、「伺之通」すなわち、従来開業医子弟としての女子の開業は認められていないことがわかる。第二点は、女子で医術開業試験受験を申請したものがあつた場合、それを受理するかどうかである。これに対して内務省は、先の長崎県の伺と同じく当分の間指令はできないと回答した。

史料④ 『衛生規則全集 第3編』所収、山形県の伺と指令<sup>31)</sup>

山形県伺 十五年七月廿六日

女子ニシテ従来医術開業ノ趣ヲ以テ履歴書相添免許鑑札願出候節ハ九年御省乙第五号御達ニ依リ聞届可然哉。目今伺出ノ者有之候処未タ例規モ無之決シ兼候條、至急何分ノ御指揮相成度此段相伺候也

（同年八月廿一日指令）書面伺之趣聞届不苦儀ト相心得事

この事例は、女子の従来開業医で免許鑑札を願出た者に許可して良いかどうかという伺である。指令は「聞届不苦」すなわち、許可して良いとの回答であった。

史料⑤ 『衛生規則全集 第3編』所収、和歌山県の伺と指令<sup>32)</sup>

和歌山県伺 十五年十月十二日 従来開業医（男相続人ナキ者）ノ女子ニシテ豫テ漢方医術ヲ研究シ数年間其父ノ助手トナリシ者今般其医業ヲ以テ家名相続致度旨出願セシ者之アリ。右ハ女子ト雖ドモ其家名ヲ継承スヘキモノニ付、本年御省乙第十四号御達ニ抛リ当県医術開業免許証ヲ授与シ可然哉。何分ノ御指

## 揮相仰候也

（同年十月廿八日指令）書面伺ノ趣ハ本年乙第十四号達ノ限りニ非サル儀ト可心得事

この和歌山県の事例は男の相続人のいない従来開業医の娘が、漢方を学び父の助手となっており、その者が1882（明治15）年内務省乙第14号達に依拠して家名相続の申し出をしたことについて、医術開業免許を授与しても良いかという伺である。これに対して、指令はこの女子を当該布告の対象外であると述べ拒絶した。

僅か5例ではあるが、これらの伺と指令から、内務省の従来開業女医に対する基準が理解される。すなわち1876（明治9）年の「医制」の規定によって従来開業医と認められた女医は、そのまま従来開業医として許可されている（史料①、史料④）。しかし、1882（明治15）年に出された布告の従来開業医の子弟で家名を継ぐ者としては、女性は許可されていないのである（史料③の前半、史料⑤）。さらに新たに試験を受けて開業を希望する者に対しては、判断を引き延ばしている（史料②、史料③の後半）。

つまり1884（明治17）年に内務省の医籍に登録された従来開業女医の中には、家名を継ぐために新たに認められた従来開業医の子女は存在しなかったと考えられる。そのことは、東京府の史料「東京府管内従来開業医子弟開業許可証授与人名表」<sup>33)</sup>に女性名が見られないことから明らかであろう。従って後の『日本医籍』<sup>34)</sup>等に見られる従来開業女医は、みな明治初期にすでに地域での医療活動を担っていた女医であったといえよう。

このように従来開業医については、女子が家名を継ぐことは内務省によって否定されたため、女性が医家を相続するためには、医術開業試験の受験しか方法がないことになったのである。医家の女子による家名相続が認められなかったのは、早く1873（明治6）年に、華族士族に限ってであるが「総領の男子の家督相続」が定められていたことと同様の判断と思われる<sup>35)</sup>。従って、この25歳以上の従来開業医の子女による家名相続を目的

とした従来開業医の開業免許取得が認められなかったことは当然とも言える。しかしこれらの史料は、③の前半と⑤の事例のように家名を相続することを前提に、父のもとで医術の研鑽に励んでいた女性が幕末明治初期に確かに存在したことを明示しているのである。

そのように考えると、荻野吟子に次いで医術開業試験に合格し、二番目の近代的女医になった医師の娘生沢クノが、若干14才で上京して西洋医学を学ぶ道を選んだことや、女子の医術開業試験受験が許可された1884(明治17)年以降、医術開業試験を受験する女性が次々と現れたことも納得がいく。太田妙子氏が江戸時代の女性医師についての研究の中で、女性の治療者も相当いたのではないかとされ<sup>36)</sup>、また鈴木則子氏が江戸時代の大坂の女医の存在について「医師番付表」から明らかにされているが<sup>37)</sup>、上記の史料からも、幕末明治初期の医家の周辺において、女医と女医を目指す者が存在したことが確認されるのである。

### 3：従来開業女医の実態

明治期に作成された医籍に従来開業女医の名前が散見することは、早く宮下舜一氏が指摘されている<sup>38)</sup>。本論では1889(明治22)年発行の『日本医籍』<sup>39)</sup>の他、明治末年までに刊行された『帝国医籍宝鑑』<sup>40)</sup>、『日本東京医事通覧』<sup>41)</sup>、『日本杏林要覧』<sup>42)</sup>などから、名前が仮名表記で女性名とみられるもの、漢字表記ではあるが伝記・研究などから女医であることが明らかな従来開業女医を摘記し、一覧表を作成して文末に掲載した。この表から指摘できる点をまとめると以下のような。

- ①地域による人数差はあるが、26道府県にわたって従来開業女医は存在した。
- ②従来開業女医は医師の少ない地域で活動した者が多い。また神奈川、京都などの医師の多い府県以外では、従来開業女医は僻村に存在することが多い。
- ③年齢は24才から70才以上と幅広いが、中堅の医師が多い。

まず①について、少なくとも26道府県に73名の従来開業女医が存在したことになる。1895(明治28)年の『衛生局年報』の1884(明治17)年から同28年までの全国医師員数累年表によれば<sup>43)</sup>、1884(明治17)年12月末の医師総数は40,880名で、そのうち35,319名が従来開業医であるので、従来開業女医の人数は、医籍の氏名から女性と認識できていない可能性がある者が数名これに加えられたとしても、当時の従来開業医の数からするときわめて少数である。ただし北海道から九州に至るまで従来開業女医が広く存在していたことがわかる。これらの従来開業女医は、先に述べたように地方庁の審議を経て従来開業女医になったものであるから、その背後には例えば東京府の「産科医吉田保の」あるいは「宮野ユラ」のように、医学を修学し長く医師として働きながらも地方庁の審査で開業免状を与えられなかった「医業に従事する女性」が相当数存在することも想定される<sup>44)</sup>。

なお北海道で唯一の従来開業女医三野かず井は、石川県で医籍登録されたが、夫の北海道への転出により北海道へ渡り、従来開業女医として活躍した。彼女の医療活動については宮下舜一氏の論考でその詳細が明らかにされているが<sup>45)</sup>、従来開業女医の転籍の一事例としても特記される。

②について、『日本医籍』の記載から<sup>46)</sup>、同じ町村に何名の医師がいたかを見ると、従来開業女医と同じ町村内にもっとも多く医師がいたのが宮城県牡鹿郡石巻町で学士なども含め22名の医師が存在した。その他の地域は、従来開業女医と同じ町村の医師数10名が1カ所、9名が1カ所、8名が1カ所、7名が1カ所、6名が2カ所、4名が6カ所、3名が5カ所、2名が11カ所(内7件が同姓で、夫婦、親子あるいは親戚の可能性があり)、残りの15カ所が従来開業女医1名のみの地域である。それぞれの町村の広さも人口も異なるので明言はできないが、1名のみの地域は従来開業医の医籍登録時の地域の医療状況を如実に示しており、彼女らがその地域に欠くことのできない存在であったことを窺わせる。神奈川、京都などでは、都市中心部にも複数の従来開業女医が存在

したが、全国を俯瞰すると、従来開業女医は地方の農村、漁村に開業していた者が多かったことがわかる。

東京については、明治34年刊行の『日本東京医事通覧』によれば東京市の区部における従来開業女医は整骨科が1名見られるのみで<sup>47)</sup>、他の2名はいずれも三多摩地区の医師である。樋口輝男氏は、1884(明治17)年2月の東京府衛生課の記録「本年2月医師現在通知一覧」の深川区の実地開業者の中に、「桑田黛(多以・たい)<sup>48)</sup>」という女医の名前が記されていること、さらに桑田黛がその後の医籍には名を連ねていないことを指摘されている<sup>49)</sup>。先に述べたように、従来開業医の内務省医籍登録以前、東京府における従来開業医の医術仮免状願に、管見では、吉田保の、宮野ユラという2名の女医の名を確認したが<sup>50)</sup>、いずれも東京府の開業免許を得ることはできなかった。なお1876(明治9)年の内務省の開業医の医学流派、族籍等の取り調べの東京府の名簿には、「漢方内科 平井の婦 満五十一年」「(漢方) 桑田多い 同拾九年九月」「漢方 同 糸賀ぬい 右之者 廃業 七十一年六月」の3名の女医の名前が記されている<sup>51)</sup>。1876(明治9)年当時、少なくとも2名の東京府に認可された女医が存在し、またおそらく調査の直前に廃業した女医が1名いたことがわかる。東京には医師と称して開業していた女性の医療者は、他の地方より多く存在していたと推測されるが、府の査点や内務省医籍登録の段階で、医師の集中する区部においては、より厳しい審査で意図的に排除された可能性も考えられよう。

③について。生年を記す『日本杏林要覧』その他の史料から推測できる者について、医籍登録された1884(明治17)年時点での年齢を見ると、最年長は奈良県の榎本スミ、あるいは明治23年時点で70才を越えていたという神奈川の川本カヨである。最年少は宮崎県の宮永チタで24才である。他に25才の者もいるが平均すると44才となり、年齢から考えると経験を積んだ中堅の女医の像が浮かび上がる。なお前章で見たように、おそらく女子には、1882(明治15)年の達による家名を継ぐ開業医子弟に対する試験なしでの仮免状

付与という特典とそれに基づく医籍登録が適用されなかったとみられるので、従来開業女医は、若干24、5才であってもすでに地域の開業医として府県から認められる存在であったことが推測される。

#### 4：まとめに代えて

従来開業女医一覧表に挙げた女医の中で、個別研究や地域での研究成果によってその具体像が明らかになっている女医としては、北海道(石川県)の三野かず井<sup>52)</sup>、宮城県の山崎富子<sup>53)</sup>、山形県の柏倉ハツ<sup>54)</sup>、奈良県の榎本スミ<sup>55)</sup>、岡山県の光後玉江<sup>56)</sup>、福岡県の高場乱<sup>57)</sup>が挙げられる。これらの人物に共通する点は、まず医家の娘であること、多くが次世代へと自ら医家の家系を引き継いでいることである。また学問を好む傾向があり、山崎富子、光後玉江、高場乱など私塾を興した人物も多い。高場乱の興志塾は、のちに頭山満などの明治初期の超国家主義者を多く輩出した塾として有名であった。また山崎富子と柏倉ハツは、明治の制度下で産婆の資格も取得し、山崎富子は産婆教育にも乗り出していた。なお山崎富子や高場乱は男装で活動していたと伝えられている。

このように実像がある程度明らかな従来開業女医のほかに、神奈川県では『開業医立志編 横浜部』という書物の中で、従来開業女医の小池(池田)マツと川本カヨが称賛されている<sup>58)</sup>。小池マツは著名な整骨医の夫から習得した技術を認められ、すでに70才を超していたという外科医川本カヨも「巧妙な外科」と讃えられている。さらに三重県では林秋鴻、平田ケイという2名の従来開業女医が小村で医療を行っていたことが確認され<sup>59)</sup>、京都においては西村タネという従来開業女医が医療裁判に巻き込まれていることを示す記録も存在する<sup>60)</sup>。

これらの従来開業女医の実像も踏まえると、明治時代における従来開業女医については、次のようにまとめられる。従来開業女医とは、東京・京都・大阪の三府に通達された1874(明治7)年制定の「医制」、8年の改正医制、9年の全国に通達された医師開業試験実施に関する内務省達乙第5

号の但し書きに記される制度に則り、認可申請時にすでに開業して診療活動を行っていた女性の従来開業医である。彼女らは先に地方庁で開業認可を受け、その後1883(明治16)年の「医師免許規則」でも、その医術開業証が有効であることが認められ1884(明治17)年に内務省の医籍に登録された。従来開業女医は、従来開業医として男性医師と同等の資格を持ち、死去、あるいは自ら廃業するまで活動した。なお1882(明治15)年の内務省達乙第十四号「開業医ノ子弟ニシテ其ノ助手ト成リ医業ヲ以テ家名相続ヲ欲スル者ハ試験ヲ要セス開業許可」は女子には適用されなかったと思われ、医籍に名を残す従来開業女医は、すべて内務省の医籍編製までに地方庁の審査・開業許可を得て、すでに開業していた者であったと推測される。

従来開業女医は、全国とはいえないものの、北は北海道から南は鹿児島県までの各地で活動し、地方によっては町村唯一の医師でもあり、地域において欠くことのできない存在であった。またその実像から、従来開業女医は医家の継承者で、医術や家名を次代に継承させる立場にあった者が多かったようである。それは第2章で見た地方庁からの他に、男子の相続人がいない医師の子女からの医家相続の申請が見られることから理解できる。

実際に伝えられる姿は男性を模した者も複数存在し、当時の医学流派を担う医師は社会的には男性を前提としていたとも捉えられる<sup>61)</sup>。しかし逆に多くの従来開業女医の存在は、地域の医療者が必ずしも男性でなくても良かったことをも証明している。このように従来開業女医の詳細についてはなお不明な点も多いが、地域の医療の現場においては男性の従来開業医と同等に医療の継承者であり、近代医療への橋渡し役を担ったと言える。そして彼女らの背後に存在した女子の医師希望者層が、荻野吟子以降、次々に医術開業試験に挑戦し<sup>62)</sup>、近代的な明治女医の道を切り拓いて行ったのである。1884(明治17)年の女子への医術開業試験受験許可は、このような従来開業女医の存在なくしては実現できなかったと思われる<sup>63)</sup>。

## 注

- 1) 明治元戊辰年3月7日。内閣記録局。法規分類大全〈第31〉衛生門〈第1〉。東京；内閣記録局：1891。p.218
  - 2) 明治元戊辰年12月7日太政官布告1039号。前掲注1。p.219
  - 3) 明治6年6月19日 文部省第89号。前掲注1。p.220-221, 明治6年6月22日 文部省第90号。前掲注1。p.370-372
  - 4) 明治6年7月9日 文部省第100号。内閣官報局。法令全書(明治6年)。東京；長尾景弼：1,889。p.1574
  - 5) 明治7年8月18日 文部省ヨリ東京京都大阪三府へ達。前掲注1。p.222-236
  - 6) 明治8年2月10日 文部省ヨリ東京京都大阪三府へ達。前掲注1。p.237-238
  - 7) 明治8年5月14日 文部省ヨリ東京京都大阪三府へ達。前掲注1。p.240-249
  - 8) 明治9年1月12日 内務省達乙第5号。前掲注1。p.252-253
  - 9) 明治10年8月16日 内務省達乙第76号。前掲注1。p.257-259
  - 10) 明治12年2月24日 内務省達甲第3号。前掲注1。p.261-263
  - 11) 明治12年3月4日 内務省達乙第11号。前掲注1。p.263-264
  - 12) 明治15年3月2日 内務省達乙第14号。前掲注1。p.271-273
  - 13) 酒井シヅ。日本の医療史。東京：東京書籍株式会社；1982。p.422
  - 14) 明治15年4月17日 内務省乙第26号。前掲注1。p.273
  - 15) 明治15年8月3日 内務省達乙第44号。前掲注1。p.274
  - 16) 明治16年10月23日 太政官布告第35号。前掲注1。p.280-281
  - 17) 明治16年10月23日 太政官布達第34号。前掲注1。p.291-293
  - 18) 北原龍二。医師会史研究 第1部〈2〉。桜花学園大学研究紀要(3)2000；13-27
  - 19) 厚生省医務局編。医制八十年史。東京：印刷局朝陽会；1955。p.145, 樋口輝雄。第101回日本医史学会総会資料。第31席 横井寛編『東京府内区部分医師住所一覧』(明治18年刊)に掲載された医師人名。編所；2000。p.1
- 樋口輝雄氏は、明治16年11月2日に出された山梨県から内務省への伺の内容と同年11月21日の内務省指令から、医師免許規則第1条但書の「医術開業ノ証」には明治九年の内務省達によって県内に限って免許を与えられた従来開業医のものも包括されることを指摘されている。以下に史料を挙げる。なお史料中の句点は筆者による。「山梨県ヨリ医師免許規則中



- ノ儀ニ付伺」(『官報』124号。明治16年11月26日。p.7-8)
- 伺：医師免許規則第一条但書ニ此規則施行以前ニ於テ受ケタル医術開業ノ証ハ仍ホ其効アリトスト有。之右ハ従前御省ノ試験ヲ経或ハ試験ヲ須ヒス免状御下付ノ者ハ勿論明治九年御省乙第五号御達ニ依リ県限免許致シ候従来開業ノ医師ヲモ総テ包括シタル儀ト相心得可然哉。(後略)
- 指令：第一項 伺之通
- 20) 明治16年12月28日内務省達乙第50号。前掲注1。p.311-313
- 21) 明治17年1月21日内務省達乙第4号。前掲注1。p.315
- 22) 生井常也編。現行衛生規則下。久留米：如泉堂；1884。p.目次1, p.4
- 23) 明治8年8月17日内務省達乙第106号。前掲注1。p.6
- 24) 山本太一郎編。衛生規則全集初篇～第三編。名古屋：田中隼之亮；1881～1884
- 25) 前掲注24。衛生規則全集初篇。p.61
- 26) この伺は、『内務省日誌』(従第二十九号至五十九号)明治9年39号にも記録されている。しかし該当史料には傍線部分はなく、内務省史料の信憑性の高さから考えると、『衛生規則全集』編纂段階で傍線部の文言が挿入されたのではないと思われる。ただし従来開業女医の試験は不要であるという内容は変わらない。
- 27) 前掲注24。衛生規則全集第二篇。p.61
- 28) 三崎裕子。「近代の明治女医」誕生の経緯と背景—『吾園叢書』所収の1881(明治14)年「中央衛生会臨時会議事録」と内務省衛生局史料より。日本医学雑誌2015；61(2)：145-162
- 29) 東京都公文書館所蔵。件名「婦人医業否内務卿へ伺指令の件」。東京府伺第19533号(明治11年10月24日)に対し内務省が同年11月13日に回答(回議録・理事彙輯・完・衛生課)
- 30) 前掲注24。衛生規則全集第三篇。p.84
- 31) 前掲注24。衛生規則全集第三篇。p.71
- 32) 前掲注24。衛生規則全集第三篇。p.79
- 33) 東京都公文書館所蔵。件名「管内従来開業医子弟開業許可証授与人名表内務省へ進達」(明治16年・第5類・回議録・医師関係の部・衛生課)
- 34) 内務省衛生局編。日本医籍。東京：忠愛社；1889
- 35) 明治6年1月22日太政官布告第28号。明治6年7月22日太政官布告第263号。前掲注4
- 36) 太田妙子。江戸時代の女性医師—稲井静庵・松岡小鶴・高場乱一。医譚2008；87：74-81
- 37) 鈴木則子。江戸時代における大坂の女医。日本医学雑誌2018；64(2)：166
- 38) 宮下舜一。北海道における明治女医史 補稿I, II。北海道医報2003；1020：24-27, 1021：4-8, 近世の北海道における明治女医史研究と新発見。日本医学雑誌。2010；56(2)：262
- 39) 前掲注34
- 40) 山口力之助編。帝国医籍宝鑑。東京：南江堂；1898
- 41) 工藤鉄男編。日本東京医事通覧。東京：日本医事通覧発行所；1901
- 42) 日本杏林社(工藤鉄男)編。日本杏林要覧。東京：日本杏林社；1909
- 43) 内務省衛生局編。衛生局年報(明治28年)。東京：内務省衛生局；1889。p.119
- 44) 東京都公文書館所蔵。件名「内務省へ神官僧侶医術開業願いに付伺 平民 吉田保の産科医」(回議録・第1類・乙・医術仮免状〈衛生課〉明治9年至10年)に見える東京府の57才の「産科医・吉田保の」が医術開業免状を申請したところ、産婆ではないかとされ、医術開業免状を求めらば試験を受けるべしとして「産科医免状下付願」を返却されている事例が見られる。また浅草区在住の宮野ユラは、その修学履歴によれば本荘安芸守家の家臣山本章庵から漢方医学を学んだとあるが、「漢方医術試験」を東京府に申請し却下されている。医術仮免状願を提出した時にはすでに53才だった(宮野ユラ 回議録・第6類・甲乙丙・医術仮免状願之部・種痘免状願之部・整骨針治療之部・完・衛生課)。宮野ユラの申請を却下した際に参考とされたのが、前掲注29の「婦人医業否内務卿へ伺指令の件」(明治11年)に対する内務省の指令である。
- 45) 宮下舜一前掲注38論文
- 46) 『日本医籍』の現住所は内務省地理局が編纂した『郡区町村一覽』により、1889(明治22)年3月31日までに届け出のあったものを記載している。
- 47) 宮本ハナは『日本東京医事通覧』に見えるが登録年月日が1885(明治18)年10月とあり多くの従来開業女医より1年以上後である。
- 48) 桑田黛は、江戸末の著名な種痘医、桑田立齋の三女で父の後を継ぎ、1876(明治9)年より種痘医として活動した。『読売新聞』明治9年2月22日朝刊(4頁2段)、3月9日朝刊(4頁2段)には広告を掲載し、実父の後を継いで休止していた種痘医としての活動を再開した旨を述べている。1879(明治12)年の「種痘表」(東京都公文書館所蔵。件名「甲 明治12年前半期分種痘表 深川区」)によれば、桑田黛が1月から6月までに接種した人数は1848人に及び、他の種痘医と比較しても非常に多く、その活発な医療活動が知られる。また桑田黛は、千葉県行徳まで出張種痘にも行っていた(東京都公文書館所蔵。件名「丙 桑田 薫 千葉県下行徳湊村へ出張種痘致し度に付添翰願」)。桑田黛については樋口輝雄氏、ご子孫の齋藤文嗣氏のご教示による。
- 49) 樋口輝雄。前掲注19。p.4。なお東京都公文書館、

- 件名「本年2月医師現在通知一括」と同じ綴に明治17年8月の「深川区医師員数取調表, 実地開業ノモノ」も残されているが, そこにも「栗田多以」(栗は桑の異体字)の名は, 夫の栗田已一郎に続いて「右同人妻」と注記されている。従って明治17年には桑田黛(多以)は, なお医師として認知されていたこととなるが, 従来開業女医として医籍に登録されることはなかった。
- 50) 前掲注44参照
- 51) 東京都公文書館所蔵, 件名「衛生局より管下開業医師履歴中医法等書載無之に付云々掛合」(往復録・完・衛生課 自明治5年同10年)
- 52) 宮下舜一. 前掲注38論文. 海保洋子. 先達となった女医群像. 北海道女性医師史編纂刊行委員会編. 北の大地を抱きしめて—北海道女性医師の歩み—. 東京: ドメス出版; 2006. p. 80-89.
- 53) 山崎富子に関する主要参考文献. 高橋みや子. 宮城県の明治における女産婦教育制度確立の過程. 東海大学短期大学紀要1979; 13: 27-35, 女医山崎富子と産婆教育. 石巻市史編纂室編. 石巻の歴史. 宮城: 石巻市; 1998. p. 443-447, 中山栄子. 宮城の女性. 仙台: 金港堂出版部; 1962. p. 45-66, 宮城県. 宮城県史. 仙台: 宮城県史刊行会; 1986. p. 267-268等. なお山崎富子の著作として牡鹿産婆組合講話. 3-5(1890年佐藤伸三出版)が残されている。
- 54) 中山町史編纂委員会. 中山町史中巻. 山形: 中山町; 2003. p. 817-831
- 55) 藤森速水. 女医榎本住女子. 1967; 医譚35: 17-19, 太田妙子. 近世—江戸期の《女性医師》. 医譚2009; 89: 92, 松本明知. 横切った流星—先駆の医師たちの軌跡. 東京: メディサイエンス社; 1990. p. 106-111
- 56) 沢山美果子. 在村医の診察記録が語る女の身体—日本における近世から近代への展開—. 望田幸男・田村栄子編. 身体と医療の教育社会史. 京都: 昭和田; 2003. p. 199-227, 女医の診察記録にみる女の身体(第7章). 沢山美果子. 性と生殖の近世. 東京: 勁草書房; 2005. p. 286-331
- 57) 石瀧豊美. 玄洋社発掘 もう一つの自由民権. 福岡: 西日本新聞社; 1997. p. 190-257 玄洋社社史編纂会編. 玄洋社社史. 陶備: 玄洋社社史編纂会; 1917. p. 147-162, 635, 秋山六兵衛編. 福岡県・人物篇. 京都: 第一文芸社; 1944. p. 329-359, 伊藤尾四郎. 女儒高場乱. 筑紫史談46. 1924; 41-49, 永畑道子. 凛—近代日本の女魁・高場乱〈新版〉. 東京: 藤原書店; 2017. 太田妙子. 前掲注36論文
- 58) 微妙楼主人. 開業医立志編 横浜部. 横浜: 植村八郎; 1890. p. 9, 52
- 59) 医師姓名録(三重県衛生年報付録). 三重: 三重県; 1889~1892
- 60) 高木西村両氏の無罪. 「当市の医師高木克敬, 西村種の両氏は……」京都医事衛生誌1906; 144: 38-41, 西村タ子女の所罰. 「……医師西村種女は曩に予防法違反として起訴を受け無罪の判決ありしが……」京都府医事衛生誌. 1906; 147: 33-34
- 61) この時期の女医の男装については太田妙子氏が様々な角度から指摘されている. 太田妙子. 《女性医師》を着衣から考える—江戸から明治初め. 医譚2008; 87: 101-112
- 62) 1894(明治27)年に試験合格した福井繁子は, 主に大阪で活躍した近代的明治女医であるが, 郷里岡山の著名な女流産科医に憧れて上京し済生学舎で学んだという.(長島譲. 女博士列伝. 東京: 科学知識普及会; 1937. p. 134)
- 63) 前掲注28. p. 152. 内務省の審議機関である中央衛生会が1881(明治14)年に女子の医術開業試験受験を許可した際の理由の一つに, 「市中の女医の存在」が挙げられていることも参考になろう。

表 従来開業女医一覧

## 凡例)

- ・この表は『日本医籍』『帝国医籍宝鑑』『日本東京医事通覧』『日本杏林要覧』に記載されている女子名（名前がかな・カナ表記）の従来開業の女医，また上記史料に掲載され，これまでの研究により従来開業女医と認められている者を摘記し一覧表にしたものである。
- ・表には，道府県，氏名，住所，出典，専門科，1884（明治17）年の年齢，生年，『日本医籍』掲載町村の医師数を掲載した。
- ・出典は『日本医籍』は日，『帝国医籍宝鑑』は帝，『日本東京医事通覧』は東，『日本杏林要覧』は杏，でそれぞれ示した。
- ・1884（明治17）年の年齢は，内務省医籍登録の年の年齢を記載した。
- ・専門科は判明するもののみを記した。
- ・同町村の医師数は，『日本医籍』により，従来開業女医と同一町村の医師数を示した（当該女医も含む）。
- ・住所の\*印は，『日本医籍』以外の資料に拠る。
- ・住所は町村名までを記した。

## 注記)

- ・北海道・石川の三野かす井は転籍のため双方に記した。
- ・東京・小島イクは『日本医籍』では神奈川に掲載されたが，明治26年に三多摩地区が東京府に編入されたため，ここでは東京とした。
- ・神奈川・小池マツは『日本医籍』では池田マツと表記。
- ・島根・三田村ハルは『帝国医籍宝鑑』では三田村ミヨと表記。
- ・岡山・光後玉江は『帝国医籍宝鑑』では光藤玉江とする。
- ・三重・林秋鴻，香川・三宅一歌は『日本杏林要覧』に「女」と注記。

番号	道府県	氏名	住所	出典	専門科	1884 (明治17) 年の年齢	生年	同町村の 医師数
1	北海道	三野かす井	札幌区南三条西*	杏	整骨科	26	1858	
2	宮城	榎森ヤス	仙台区二十人町	日				4
3	宮城	山崎富子	牡鹿郡石巻町	日・帝	産科	34	1850	22
4	山形	柏倉ハツ	東村山郡岡村	日・帝	産科	56	1828	1
5	福島	村山テツ	伊達郡川俣村*	日・帝				8
6	栃木	吉原テイ	上都賀郡今市町*	日・帝・杏		57	1827	2
7	栃木	稲田ギン	那須郡大山田村*	杏		27	1858	
8	栃木	稲葉タミ	安蘇郡佐野村	日				10
9	栃木	稲葉ギン	下都賀郡卒島村	日・帝				2
10	栃木	鈴木リツ	下都賀郡卒島村	日				2
11	栃木	矢野コウ	塩谷郡栗ヶ島村	日・帝				1
12	群馬	須田シエ	南勢多郡榎村	日				1
13	千葉	小林以智	香取郡府馬村*	杏		31	1853	
14	千葉	蛭田コウ	下埴生郡成田町*	日・帝				
15	千葉	斎藤ロク	山辺郡片見村*	日・帝				
16	東京	井上エツ	北多摩郡武蔵野西窪*	杏・東		47	1837	
17	東京	小島イク	北多摩郡調布町*	日・帝・東・杏		59	1825	1
18	東京	宮本ハナ	神田区末広町	東	整骨科			
19	神奈川	小池(池田)マツ	横浜区若葉町(横浜市長島町)	日・帝・杏	整骨科	34	1850	3
20	神奈川	川本カヨ	横浜区伊勢町	日	外科	70		1
21	神奈川	矢崎セイ	三浦郡浦賀町*	日・帝				
22	神奈川	小池よしゑ	横浜市吉浜町*	日・帝				
23	神奈川	金子ヤス	横浜市吉浜町*	日・帝				
24	神奈川	井野エツ	烏山村*	帝				
25	神奈川	松本アイ	横浜市末吉町*	杏	整骨科	38	1846	
26	新潟	瀧澤トラ	中魚沼郡下般渡村*	日・帝				
27	新潟	大島リセ	中頸城郡窪松原村*	日・帝・杏	整骨科	40	1844	
28	富山	佐伯タカ	下新川郡下村木村*	日・帝・杏		40	1844	
29	富山	森みつ	婦負郡富山諏訪町	日・帝・杏		32	1852	4
30	富山	鶴見モト	上新川郡富山荒町	日				3
***	石川	三野かす井	鹿島郡田鶴浜村	日・帝 杏は北海道	整骨科			4

31	山梨	小坂ナカ	甲府市金手町*	杏		55	1829	
32	山梨	相澤さつき	南都留郡小立村*	杏		47	1837	
33	静岡	戸塚ツチ	益津郡藤枝宿	日				7
34	三重	林秋鴻	北牟婁郡桂城村勝浦*	杏	内産科	54	1830	
35	三重	平田ケイ	奄藝郡稲生村	日・帝	産科	63	1821	2
36	滋賀	小笹ヨシ	犬上郡松原村	日				1
37	滋賀	畠山まつゑ	粟太郡平井村*	日・帝				
38	京都	西村タネ	上京区第三十組下白山町	日・杏		40	1854	1
39	京都	田宮リウ	上京区烏丸出水*	杏		44	1840	
40	京都	田島セイ	下京区第六組中ノ町	日・帝				1
41	京都	藤田意ト	相楽郡下狛村	日				2
42	京都	笠樹タカ	上京区廿三組田中町*	日・帝				
43	京都	岡村マサ	上京区上長者町*	帝				
44	大阪	吉井ゲン	錦部郡長野村	日・帝				1
45	大阪	萩本ヤス	丹南郡西村	日・帝				1
46	大阪	松本アイ	東区伏見町*	帝				
47	兵庫	浅田ムメノ	飾西郡小坂村*	日				1
48	兵庫	村上シン	揖西郡龍野村養久村*	日・帝				9
49	奈良	加藤キク	添下郡高山村	日				3
50	奈良	榎本スミ	葛上郡葛村	日	内外科	68	1816	2
51	奈良	石川ヤスノ	吉野郡上野堰村	日・帝		48	1836	1
52	奈良	深瀬コン	吉野郡重里村	日・帝				2
53	奈良	窪スミ	吉野郡鷲家口村	日・帝				4
54	島根	山延ハル	意宇郡魚町	日・帝				4
55	島根	樋野チヨノ	出雲郡神水村	日				2
56	島根	小倉ミヨ	松江市中原町	杏	整骨科	34	1850	
57	島根	三田村ハル	松江市片原町	杏・帝	整骨科	35	1849	
58	岡山	横山サノエ	後月郡高屋村	日・帝				3
59	岡山	片山サノ	大庭郡久瀬村	日				6
60	岡山	佐々木カノ	勝南郡池ヶ原村	日				3
61	岡山	光後玉江	久米北条郡錦織村	日・帝	産科	54	1830	1
62	香川	三宅一歌	三野郡関浦	日・帝・杏		25	1849	1
63	福岡	高場乱	那珂郡住吉村	日	眼科	53	1831	2
64	福岡	吉田サン	宗像郡大石村	日				2
65	宮崎	田村キノ	宮崎郡福島町	日・帝・杏				2
66	宮崎	宮永チタ	東諸県郡*	杏		24	1860	
67	宮崎	神宮司ミワ	北那珂郡上田島村	日				4
68	宮崎	望田キノ	東諸縣郡南本荘村	日				6
69	鹿児島	中馬マサ	出水郡山下村*	帝・杏		45	1839	
70	鹿児島	春口ユキ	鹿児島郡長田町	日				1
71	不明	小池セイ		日				
72	不明	倉田ウタ		日				
73	不明	中島マサ		日				

## A Consideration on Female Traditional Doctors (従来開業女医) in the Meiji Era

Yuko MISAKI

Tokorozawa City, Saitama

We can find several female traditional medical doctors in the registers of physicians, for example in *Nihon Iseki*, in the Meiji era. Traditional doctors were doctors who didn't take the national examination, but were finally admitted as physicians by the government. They had existed during the modernization of medicine, along with the doctors who had been promoted by the government. At least 73 female traditional doctors are found in several medical register books. However, because they were female, they were not granted the exceptional provision given to the male successors of traditional doctors that allowed them to succeed as practitioners if they were over 25 years old in 1882. These matters show us that female traditional doctors recorded in the register books had already begun to work in local areas by 1882.

Many of the female traditional doctors who were recorded in biographies were often the daughters of doctors. In other words, not only sons, but also daughters, could succeed their father's role as practitioners. Following them, modern female doctors who passed the national examination appeared.

**Key words:** Female traditional doctor, Traditional doctor, Female (Woman) doctor, *Nihon Iseki*, Medical systems in Meiji era